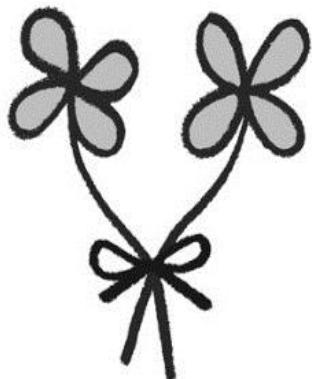
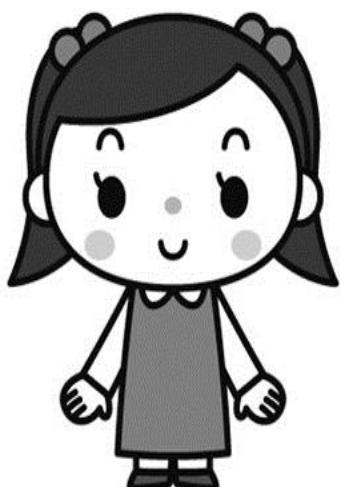


合意書 - 養育プラン作成の手引き

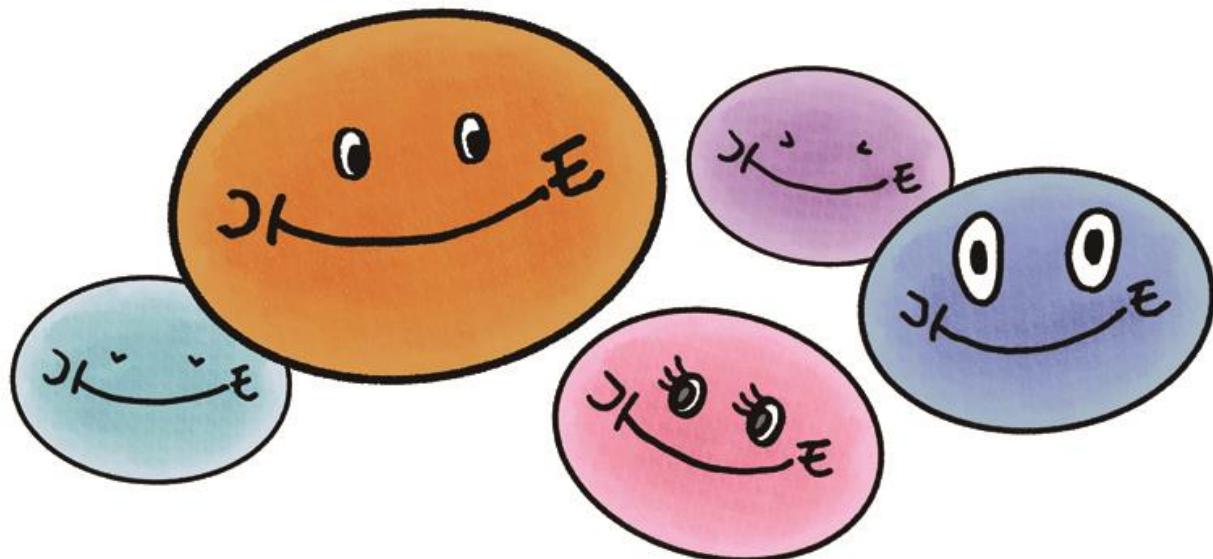
子どもの健やかな成長のために

～養育費と面会交流～

子どもたちが安心して暮らし、健やかに成長していくよう、離婚の際に、お父さん、お母さんとしてできることを考えておきましょう。



平成 24 年 4 月 1 日より民法の一部が改正され、協議離婚の際には子の監護者（親権者）だけでなく、「面会交流」や「養育費」についても定めることとされ、その取り決めにあっては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」旨が明記されました。



◎ 「子どもの養育に関する合意書」及び「子ども養育プラン」の作成に当たって・・・

- ◆合意書・養育プランは、市に提出していただくものではありません。
- ◆合意書・養育プランを作成しないと離婚届が受理されないものではありません。
- ◆合意書・養育プランは、調停・裁判、公正証書作成などの資料としても、ご活用ください。
- ◆これらの参考書式は、様式が決まっているものではなく、一般的に必要と考えられる項目を記載しているものです。双方が子どもの立場に立って、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。

記入例

子どもの養育に関する合意書

1. 親権

子どもの親権については以下のとおりとします。

	名前			性別	生年月日	親権者
第1子	ふりがな 鎌ヶ谷	かまがや 花子	はなこ	男・女	平成 23年 1月 1日 生	母
第2子	ふりがな 鎌ヶ谷	たろう	太郎	男・女	平成 25年 11月 1日 生	母
第3子	ふりがな 鎌ヶ谷	じろう	次郎	男・女	平成 27年 12月 1日 生	母

2. 養育費

(父・母)は(父・母)に対して、以下の条件で子どもの養育費を支払うこととします。ただし、父母の経済的事情が変更した場合には、協議の上変更することとします。

	養育費の額	養育費の支払期間	養育費の支払期限			
			いつから	いつまで		
第1子	月額 35,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月(25)日まで <input type="checkbox"/> □()日まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取り決めの月から <input type="checkbox"/> □()	<input checked="" type="checkbox"/> 満(20)歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> □満()歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> □以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □() <input type="checkbox"/> □()まで		
第2子	月額 35,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月(25)日まで <input type="checkbox"/> □()日まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取り決めの月から <input type="checkbox"/> □()	<input checked="" type="checkbox"/> 満()歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> □満()歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> □以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □() <input type="checkbox"/> □()まで		
第3子	月額 35,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月(25)日まで <input type="checkbox"/> □()日まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取り決めの月から <input type="checkbox"/> □()	<input checked="" type="checkbox"/> 満()歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> □満()歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> □以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □() <input type="checkbox"/> □()まで		

その他(入学、進学、習いごと、入院や手術にかかる費用について)

- ・小学校への入学金の祝金として、10万円を支払う。その後の進学時については双方協議する。
- ・入院、手術に要する医療費は、双方が半額ずつ負担する。

養育費の支払方法(口座振込の場合にかかる手数料は、支払者が負担します)

	第1子	第2子	第3子
口座振込	金融機関名 鎌ヶ谷銀行 本・支店名 初富 支店 口座の種類 普通 口座番号 12345 口座名義 カマガヤ ハナコ	金融機関名 鎌ヶ谷銀行 本・支店名 初富 支店 口座の種類 普通 口座番号 67890 口座名義 カマガヤ タロウ	金融機関名 鎌ヶ谷銀行 本・支店名 初富 支店 口座の種類 普通 口座番号 09876 口座名義 カマガヤ ジロウ
その他			

3. 面会交流

子どもの面会交流(離れて暮らす父や母が子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること)については、以下のとおりとします。面会交流の際は、子どもの安全と安心を第一とします。

交流の頻度と方法	交流の場所	父母の連絡方法
<input type="checkbox"/> □子どもが望むときいつでも <input checked="" type="checkbox"/> □(1)週間に(1)回程度 日帰り(3)時間程度 宿泊()泊程度	<input checked="" type="checkbox"/> 公園・近隣施設など <input type="checkbox"/> □面会する親の自宅 <input type="checkbox"/> □その都度協議 <input type="checkbox"/> □()	<input checked="" type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> □手紙 <input type="checkbox"/> □電話 <input type="checkbox"/> □FAX <input type="checkbox"/> □()通じて <input type="checkbox"/> □()
<input checked="" type="checkbox"/> □(6)ヶ月に(1)回程度 日帰り()時間程度 宿泊(2)泊程度 <input type="checkbox"/> □手紙や電話など()		

その他特記事項

- ・毎週日曜日午前11時に鎌ヶ谷公園で待ち合わせ。詳細については、メールで協議する。
- ・誕生日には、手紙を添えたプレゼントを贈る。

子どもの養育について、以下のとおり合意します

平成 年 月 日

父	氏名	鎌ヶ谷 一郎	印	電話 (000-1234-5678) メール (abc@de.ne.jp) 緊急連絡先 ()
	現住所	〒273-0000 鎌ヶ谷市鎌ヶ谷10丁目200番3号		
母	氏名	鎌ヶ谷 さくら	印	電話 (000-8765-4321) メール (EFG@de.ne.jp) 緊急連絡先 ()
	現住所	〒273-0000 鎌ヶ谷市鎌ヶ谷14丁目50番地		

「子どもの養育に関する合意書」は、父母がお互いの約束事を証明する文書で、双方が署名することにより二人の間での契約書となります。2通作成し、双方で1通ずつ保管してください。なお、市に提出していただくものではありません。

1. 親権

親権は、親が子を監護養育する権利と義務で、婚姻中は父母が共同で行使しますが、離婚後は、父母の一方が親権者となります。未成年の子がいる夫婦の離婚では、離婚届を提出する際、子それぞれの親権者を決める必要があります。

いずれの親と暮らすのが子の福祉に適しているのか、父母が子の福祉の視点に立ってしっかりした話し合いをする必要があります。

2. 養育費

親権者を決めるのと平行して、金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めておきましょう。養育費は、子どものためのものです。子どもと離れて暮らす親との関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておきましょう。

- ①養育費の額：父母で話し合って決めますが、折り合いがつかない場合には、東京・大阪養育費研究会が策定した「養育費算定表」が参考になります。「養育費策定表」は、公表されており、裁判所のホームページで見ることができます。
- ②養育費の支払時期：支払時期を決めてください。毎月決めた日までに支払いましょう。
- ③養育費の支払期間：支払いの始期と終期を決めておきましょう。
- ④養育費の支払方法：支払方法（口座振込など）を決めておきましょう。
- ⑤その他：定額の養育費とは別に、入学金や医療費などの臨時的な費用負担についても決めておくとよいでしょう。

※「養育費算定表」はこちらをご覧ください。

裁判所http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/

3. 面会交流

面会交流は、子どものためのものです。子どもにとって、どのような面会交流が望ましいかという視点から、具体的な条件を取り決めておきましょう。

- ①交流の頻度と方法：週又は月に何回、何時間、宿泊（何泊程度）、手紙や電話のやり取りを認めるかなどを決めておきましょう。
- ②交流の場所：交流する場所を決めておきましょう。また、待ち合わせ場所も決めておくことが望ましいでしょう。
- ③父母の連絡方法：連絡方法の手段を具体的に決めておくことが望ましいでしょう。
- ④その他特記事項：事情が変わった場合は再度協議することや、誕生日のプレゼントや交通費等の費用負担などについても取り決めておくことが望ましいでしょう。

記入例

こども養育プラン

あなたの養育プランを書き込みましょう。子どもの養育に関する話し合いのためのメモとしてご利用ください。

記入日 平成 28 年 2 月 1 日

記入者氏名 鎌ヶ谷 さくら

子どもの生活拠点

(お子様が生活する場所を書き込みましょう。)

	名前	性別	生活の拠点
第1子	ふりがな かまがや はなこ 鎌ヶ谷 花子	男 - 女	父の家・母の家・その他()
第2子	ふりがな かまがや たろう 鎌ヶ谷 太郎	男 - 女	父の家・母の家・その他()
第3子	ふりがな かまがや じろう 鎌ヶ谷 次郎	男 - 女	父の家・母の家・その他()

養育のための費用

(大切なお子様の健やかな成長のために使われるお金です。お父さんお母さんが負担可能な範囲で必要と思われる金額を書き込みましょう。)

	養育費の額	養育費の支払時期	養育に関する特記事項
第1子	月額 30,000 円	平成28年2月から満 20 歳の誕生月まで	
第2子	月額 30,000 円	平成28年2月から大学を卒業するまで	
第3子	月額 30,000 円	平成28年2月から大学を卒業するまで	

その他(入学、進学、習い事、入院や手術にかかる費用について)
- 養育費とは別に小学校入学の際には、準備金 10 万円を支払う。

離れて暮らすお父さん、お母さんとの交流について

(離れて暮らすお父さんやお母さんがお子様と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流する方法を書き込みましょう。交流に際しては、お子様の安全と安心を第一に考えましょう。)

交流の頻度と方法 (こどもが望むときいつでも) (○週間に○回程度 日帰り○時間程度) (○ヶ月に○回程度 宿泊○泊程度) (手紙や電話など)	- 毎週日曜日にはこどもと過ごしたい。 - 夏休みや冬休みには、こどもと旅行したい。 - 誕生日には、手紙を添えたプレゼントを贈りたい。 - 学校行事に参加したい。
交流の場所 (公園・近隣施設、その都度協議など)	- 待ち合わせは、母親宅近くの公園とする。 - 場所については、遊園地やショッピングセンターなどこどもと楽しめる場所としたい。
お父さんとお母さんの連絡方法 (メール、手紙、電話、FAXなど)	- メールで連絡する。

その他

- 遠方に転勤となった場合は、夏休みや冬休みなどにゆっくりとこどもと過ごしたい。

「こども養育プラン」は、父母が子どもの養育（養育費や面会交流など）のことについて考えていることを書き留めておくもの（メモ）で、話し合いの際の参考にしてください。

1. 子どもの生活拠点

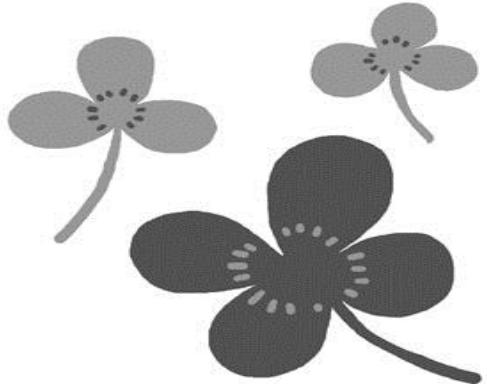
離婚後に子どもが生活する場所を記入してください。子どもの親権をどちらにするかを決める必要があります。

2. 養育のための費用

養育費の金額、支払期間、支払方法などを具体的に考えておきましょう。

3. 離れて暮らすお父さん、お母さんとの交流について

面会交流のことについて、頻度と方法、場所、連絡方法などを具体的に考えておきましょう。



養育費とは？



【養育費相談支援センターホームページより】

ホームページアドレス

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

養育費とは、子どもを監護、教育するために必要な費用です。一般的にいえば、未成熟子（経済的・社会的に自立していない子）が自立するまでに要する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などです。この世に生を受けた子どもの親としてその生活を保障し、心の成長を支えることは、当然の責任です。養育費の支払いは、親として子に対する最低の義務であり、別れて暮らす親と子を結ぶ絆であり、親子である証になるものです。

◆養育費の取り決めの時期は？

離婚時に決めるのがベストです。養育費は、子どもに必要である限り、何時でも請求できますが、離婚時に「要らない」などと言ってしまった場合など、相手が養育費を支払わない形で生活設計をしていることも多く、その後の請求の時には、取り決めが難航することもあります。

養育費の請求権は、子どものためのものです。子どもと別れて暮らす親との関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めましょう。

◆養育費の取り決め方法は？

1. 話し合いで決める

話し合いで納得いく結論に至るのがベストです。離婚するとき、親権者を決めるのと並行して、金額、支払時期、支払期間、支払方法など細かい点まで煮詰める必要があります。結果は、口約束ではなく、書面にしましょう。費用や手間はかかりますが、公証役場で公正証書にするのが望ましいでしょう。公正証書に「強制執行を承諾する」という認諾条項が付いていると、万一、不払いになっても、強制執行（差押さえ）ができるのです。

2. 家庭裁判所の調停や審判などで決める

未成年の子どものある夫婦の離婚調停では、養育費の取り決めをするのが普通です。また離婚届を出してからでも、養育費請求の申し立てをすることもできます。調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所では審判で決めます。家庭裁判所の調停や審判で決まれば、執行力のある債務名義と同じような効果があるので、いざというときには、強制執行（差し押さえ）もできます。

3. 家庭裁判所の裁判で決める

離婚を求める訴訟で、離婚と同時に養育費について、裁判で決めてもらうこともできます。

4. 离婚後の養育費の請求

養育費は、離婚時に決めていなくても、子どもの必要や親の支払能力に応じ、いつでも、請求できます。

5. 事情の変更があった場合の養育費の金額の変更

養育費は、長い年月継続するものです。その間、生活状況は大きく変化し、以前に決めた養育費が実情に合わなくなることもあるでしょう。一緒に暮らす親にすれば、子どもの成長や病気など監護費用が増大することもあるでしょう。また、別れて暮らす親からすれば、再婚して扶養家族が増えた場合や、転職により減収となる場合もあるでしょう。そういう場合、増額や減額の話し合いができなければ、養育費額の変更について、家庭裁判所の調停・審判を申し出ることができます。



面会交流とは？

離婚後あるいは別居中に、別れて暮らす親子が面会したり、連絡しあったりすることを「面会交流」といいます。

両親は離婚して他人になっても、親子の関係は変わりません。子の福祉を害さない限り面会交流を実施することが子どもの健康な発達を促すと考えられています。子どもは、表面上はともかく心の底では両方の親から愛されたいと願っているからです。養育費が別れて暮らす子への経済的支援だとすれば、面会交流は、精神的支援であり、いずれも親と子の絆を強めるものです。

面会交流が円滑に行われるためには、父母は十分に子の利益が図られるようお互いに協力する必要があります。このため、父母は離婚協議の中で、双方が納得できる内容や方法についてよく話し合うことが大切です。

◆子どもと会わせずに養育費をもらいたいのですが…？

養育費と子どもに会うこと（「面会交流」と呼んでいます）とは別の問題です。面会交流を実施しなくても養育費を請求することはできます。しかし、子どもに会うことは養育費を支払う励みになることでしょうし、別れた親と子がよい関係を持てるようにすることは、子どもの成長にとっても大事なことです。会わせることが難しいような事情がある場合には、最近の子どもの様子を知らせたり、写真などを送ってあげる方法もあります。

《メッセージ：面会交流を真に子どものものにするために》

面会交流は、離婚の怨念や係争中の事件の駆け引きの道具にされてはなりません。親の離婚を経験している子どもは、父親にも母親にも愛されたいと願っています。そのために、自分が微妙な立場にいることを自覚しており、例えば、別居している親がプレゼントしようとしても、子どもは、同居している親、きょうだい、祖父母はどう思うかを考え、要らないと言うかもしれません。面会交流の場は、物で子どもの欲心を買うところではなく、子どもに父親の愛、母親の愛を感じ取ってもらう場です。面会交流を終えた子どもが、「楽しかった！」と素直に言えて、それを聞いた同居親が「よかったです」と言ってやれるような交流であることを願っています。

公益社団法人家庭問題情報センター発行

「家庭問題情報誌ふあみりお第39号『子どもたちへの応援歌』」(2006. 10. 26 発行)

相談窓口の紹介

◎鎌ヶ谷市役所

相談の種類	相談の内容	相談日時	問い合わせ窓口
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭等又は離婚前の かたの生活全般に関する相談	月～金曜日 9:30～16:00	こども支援課 こども総合相談室 047-445-1349
弁護士による法律相談	法律にかかる問題全般	毎月第1・2・3・4火曜日 13:00～17:00	市民活動推進課 047-445-1252 047-445-1274 (要予約)
女性のための相談	夫婦や子どものこと、対人関 係、女性のさまざまな悩みごと の相談。 専門のカウンセラーによる相 談。	毎週水曜日 ① 9:30～ ② 10:30～ ③ 11:30～ ④ 13:30～	市民活動推進課 男女共同参画室 047-445-1277 (要予約)

※詳しくは、担当課にお問い合わせください

◎その他の機関

◆養育費相談支援センター

(電話相談) 03-3980-4108

0120-965-419 (携帯電話使用不可)

月～金(水を除く) 10:00～20:00

水(祝日除く) 12:00～22:00

土/祝日 10:00～18:00

(メール相談) info@youikuhi.or.jp

◆(社団法人)家庭問題情報センター 千葉ファミリー相談室

(有料※別途無料相談会あり)

(申し込み先) 043-227-4716 ※電話相談はありません。

月～金(年末年始、祝日を除く) 9:30～16:30

◆法テラス(法的トラブルに関する相談)

(サポートダイヤル) 0570-078374

平日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00

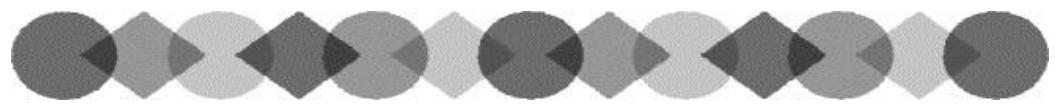
◆一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会事務局(養育費の無料法律相談)

(予約申込・問い合わせ) 043-222-5818 (TEL)

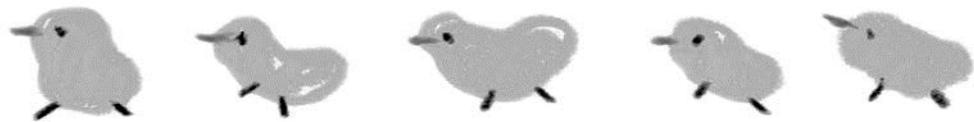
043-225-9177 (TEL/FAX)

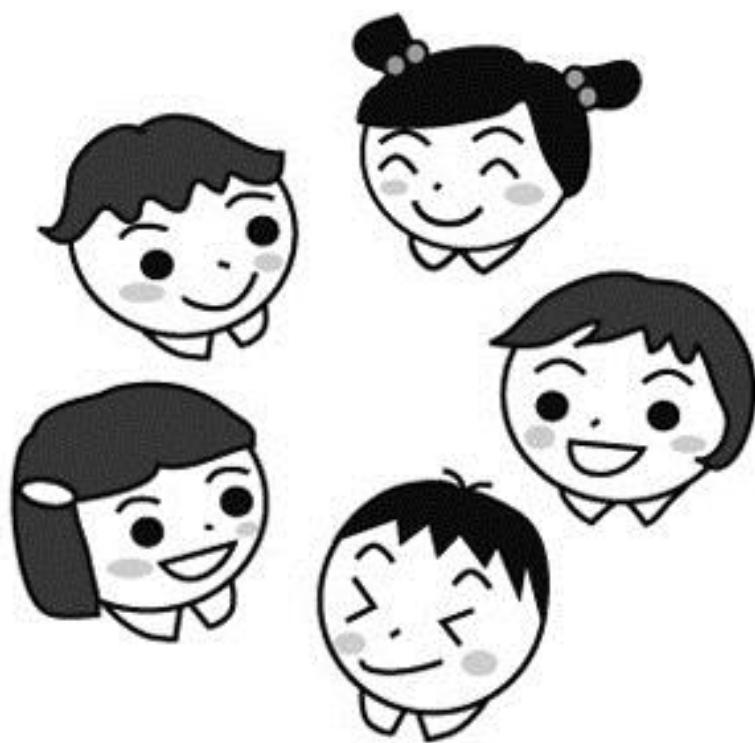
平日(祝祭日除く) 9:30～16:30

※後日、相談日時等を事務局より連絡あり。



【メモ】





鎌ヶ谷市役所 健康福祉部
こども支援課 こども総合相談室

〒 273-0195

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1

TEL: 047-445-1328